

# 令和元年度 平塚市住居表示審議会 次第

日 時 令和元年11月11日(月)  
10:00 ~ 11:30  
場 所 平塚市役所本館519会議室

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 正副会長の選出

- 4 議題
- (1) 住居表示整備事業の概要
  - (2) 住居表示審議会について
  - (3) 平塚市における住居表示整備事業の現状
  - (4) 旭地区住居表示整備事業の進捗
  - (5) 今後のスケジュール

5 その他

6 閉 会

令和元年11月11日10時～  
平塚市役所519会議室

# 令和元年度 平塚市住居表示審議会

平塚市 都市整備部 都市整備課

# (1) 住居表示整備事業の概要

(2) 住居表示審議会について

(3) 平塚市における住居表示整備事業の現状

(4) 旭地区住居表示整備事業の進捗

(5) 今後のスケジュール

## 【住居表示整備事業の概要】

### 1 住居表示の目的

住居表示の目的は、「わかりやすく、訪ねやすいまちづくり」のために実施するもので、住所の表示のわかりにくさを解消することにより、**市民生活の利便性や緊急車両等の効率性を向上させる**ことです。

実施にあたっては、地域住民への周知徹底を図ったうえで、ご理解とご協力のもと行います。

広すぎる町（大字）は適切な大きさに分割し、各町の区域を明確にするとともに、住所の表示の仕方を改めます。

### 【住所の表示の仕方の例】（平塚市住居表示実施要綱第10条）

- 実施前      平塚市   山下 ○○○番地
- 実施後      平塚市   山下☆丁目   △△番   □□号

# 【住居表示整備事業の概要】

## 2 現在の住所の表示

住居表示の未実施地域の現住所の表示には、地番を使用しています。地番とは、本来土地を特定するためのものであり、以下のような問題があります。

- (1) 分筆や合筆の結果、**欠番、枝番、飛び番が生じ**、順序良く並んでいないこと、整然としていないことが多い。
- (2) 土地の広さが画一ではなく、同じ地番に複数の建物が所在していることや、一つの建物が複数の地番の上にまたがっていることがある。

### 【分筆時の弊害例】

土地を分筆する際、枝番を付ける場合は分筆した順に付番する。そのため、隣接する土地でも枝番が連続していなかったり、前後が入れ替わっていたりすることがある。

## 【住居表示整備事業の概要】

### 3 まちの区域の整理（平塚市住居表示実施要綱第4条要旨）

- (1) 町の境界 道路、河川、水路等の恒久的なもので境界とする。
- (2) 町の形状 境界が入り組んだり、飛び地が生じないように、簡明な境界線をもって区画された一団の区域とする。
- (3) 町の規模 おおむね10ha～30ha程度を1つの町とする。
- (4) 町の名称
  - ①従来 of 名称、もしくは地域の歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称など、市民の意向を配慮し、親しみやすく語調のよいものとする。
  - ②読みやすく、簡明なものとする。
  - ③市内に既にある町名や類似の町名は避ける。
  - ④「丁目」を付ける場合は、一丁目から九丁目までとする。

## 【住居表示整備事業の概要】

### 4 表示板の設置

#### (1) 街区表示板

住居表示を実施した区域では、街区の角などの見やすい場所に町名・街区番号を記載した「**街区表示板**」を平塚市で設置します。

#### (2) 町名板・住居番号表示板

皆さまの建物の出入口や郵便受けなど、見やすい場所に取り付けていただくため、町名・街区番号を記載した「**住居番号表示板**」を平塚市で配布します。



(1) 住居表示整備事業の概要

(2) 住居表示審議会について

(3) 平塚市における住居表示整備事業の現状

(4) 旭地区住居表示整備事業の進捗

(5) 今後のスケジュール

## 【住居表示審議会について】

### ○平塚市附属機関設置**条例**（抜粋） （設置）

第2条 執行機関及び公営企業管理者の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

#### 別表（第2条関係）

**住居表示審議会** 住居表示の円滑な実施に関する必要な事項について調査審議すること。

## 【住居表示審議会について】

### ○平塚市住居表示審議会規則（抜粋）

#### （所掌事項）

第2条 審議会は、次に掲げる事項に関し、調査審議する。

- （1）住居表示の実施基準に関すること。
- （2）住居表示に係る実施の区域及び期日に関すること。
- （3）住居表示区域内の町又は道路等の冠称に関すること。
- （4）その他住居表示の実施に関し市長が必要と認める事項

## 【住居表示審議会について】

### ○平塚市住居表示審議会規則（抜粋）

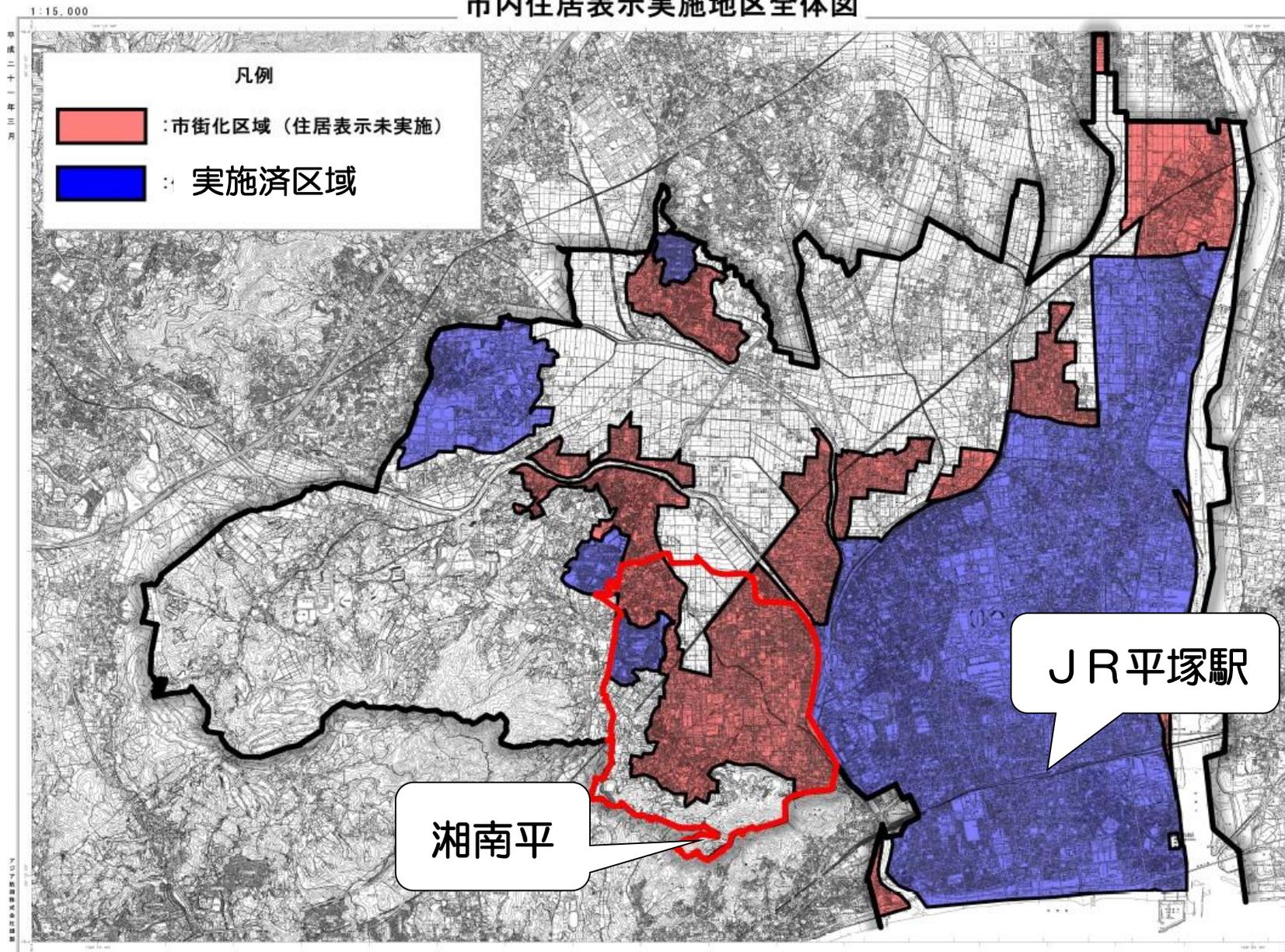
（委員）

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 市議会議員
- （2） 公募に応じた市民
- （3） 学識経験を有する者
- （4） 関係行政機関の職員

- (1) 住居表示整備事業の概要
- (2) 住居表示審議会について
- (3) 平塚市における住居表示整備事業の現状**
- (4) 旭地区住居表示整備事業の進捗
- (5) 今後のスケジュール

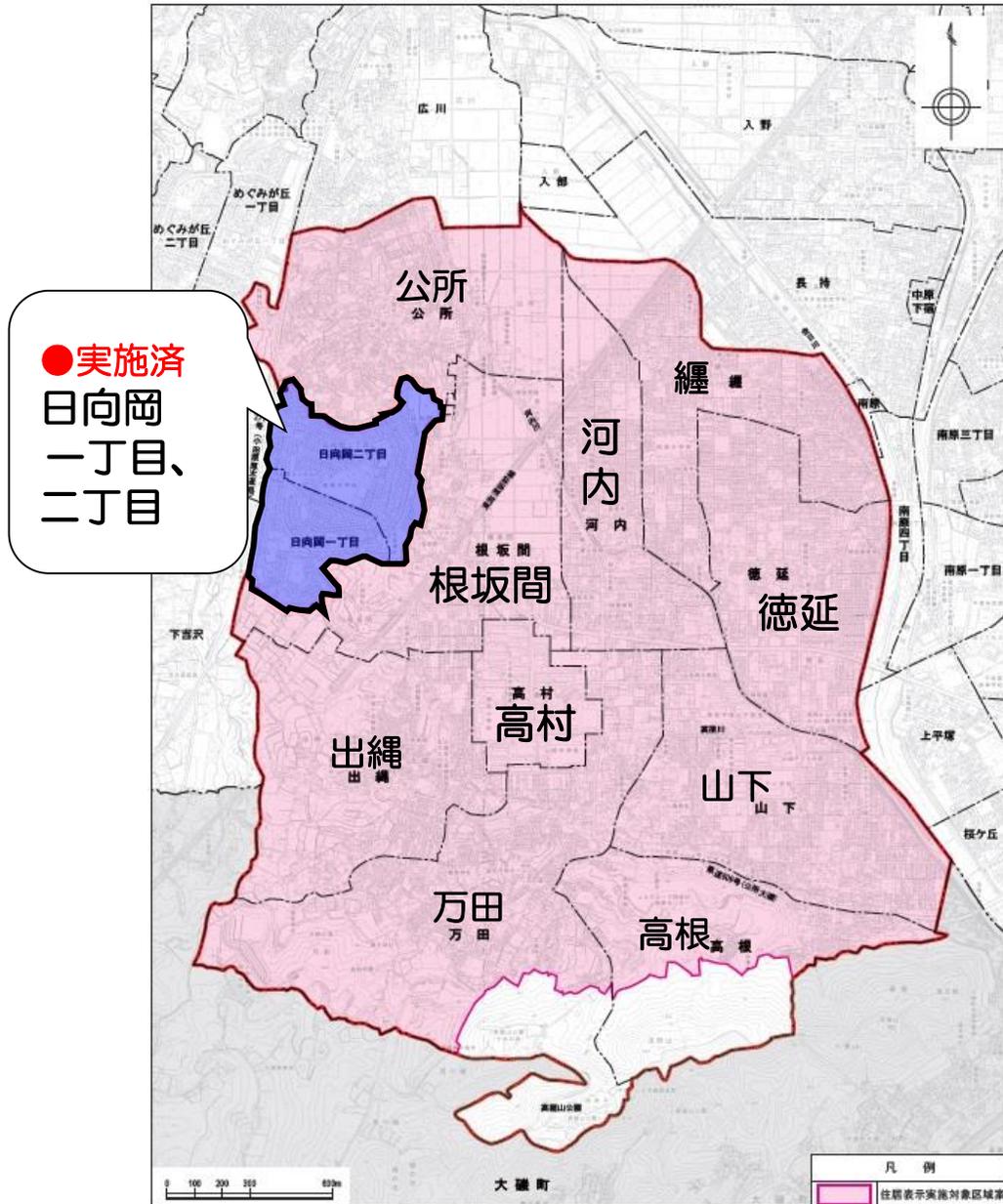
# 市内住居表示実施地区全体図



実施年月日	実施区域
S39. 7	花水地区
S40. 7	花水・須賀地区
S42. 2	平塚新宿・馬入地区
S42. 9	富士見地区
S48. 10	中原・南原地区
S50. 9	八幡・中原地区
S52. 6	馬入地区
S53. 7	岡崎地区（ふじみ野）
S54. 7	中原地区
S56. 2	須賀地区
S58. 10	見附町・錦町地区
S60. 7	本宿地区
S60. 10	日向岡地区
S62. 8	南原地区
H3. 11	中原地区
H13. 2	四之宮地区
H13. 11	めぐみが丘地区
H14. 2	真土地地区
H16. 2	田村地区
H22. 2	真田・北金目地区
H27. 2	真田地区

- (1) 住居表示整備事業の概要
- (2) 住居表示審議会について
- (3) 平塚市における住居表示整備事業の現状
- (4) 旭地区住居表示整備事業の進捗**
- (5) 今後のスケジュール

旭地区住居表示実施対象区域図（案）

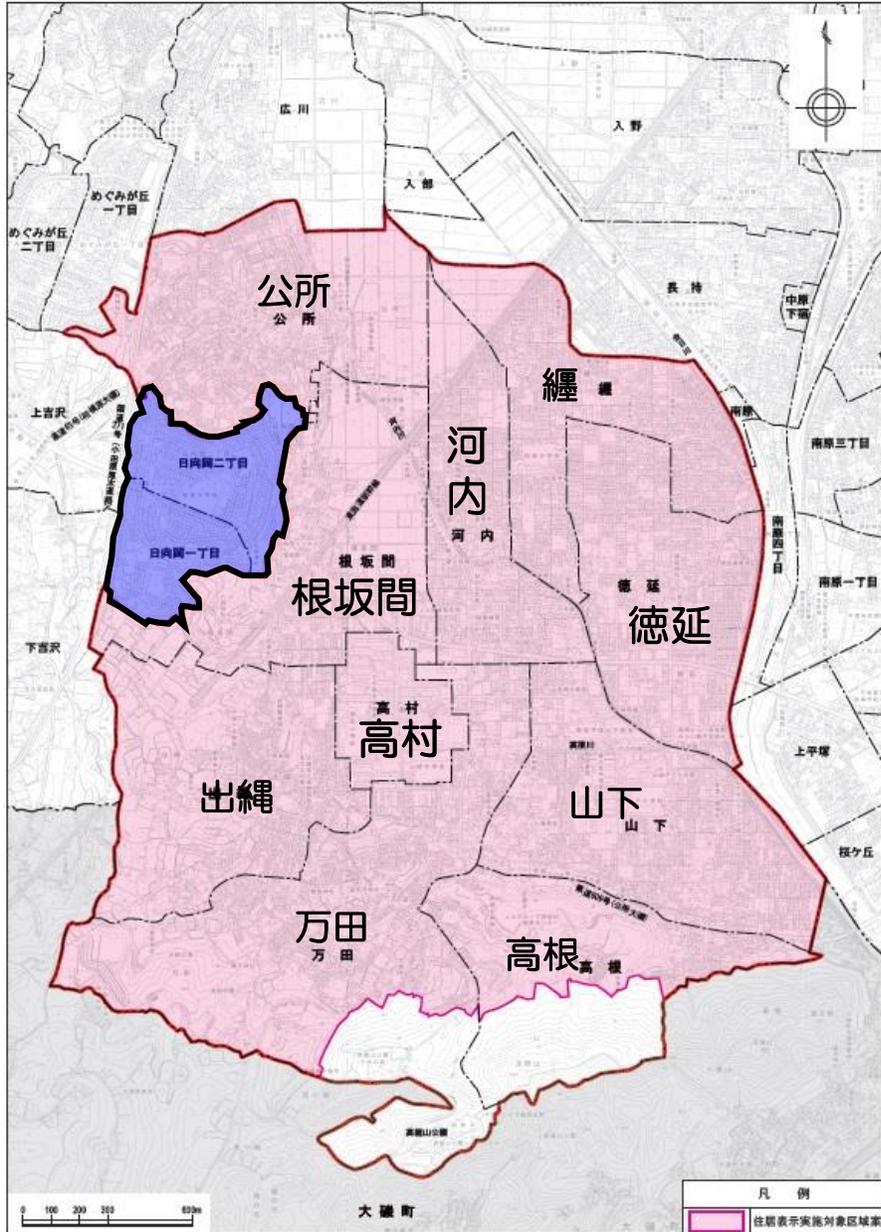


- 実施対象区域は、日向岡1・2丁目（実施済み）および高麗山公園を除くエリア…10大字におよぶ
- 市街化区域だけでなく、市街化調整区域についても市街地の形成状況により実施する。
- 新しいまちの名称、区域とも地域の意見を十分に反映して検討する。

↓ 住居表示の実施は地域の協力がなくてはならない

- 平成16年度頃から住居表示の実施について、旭北、旭南の両連合自治会へ検討の相談
- 平成29年度に16自治会長からなる検討準備会を組織し、検討を開始した。

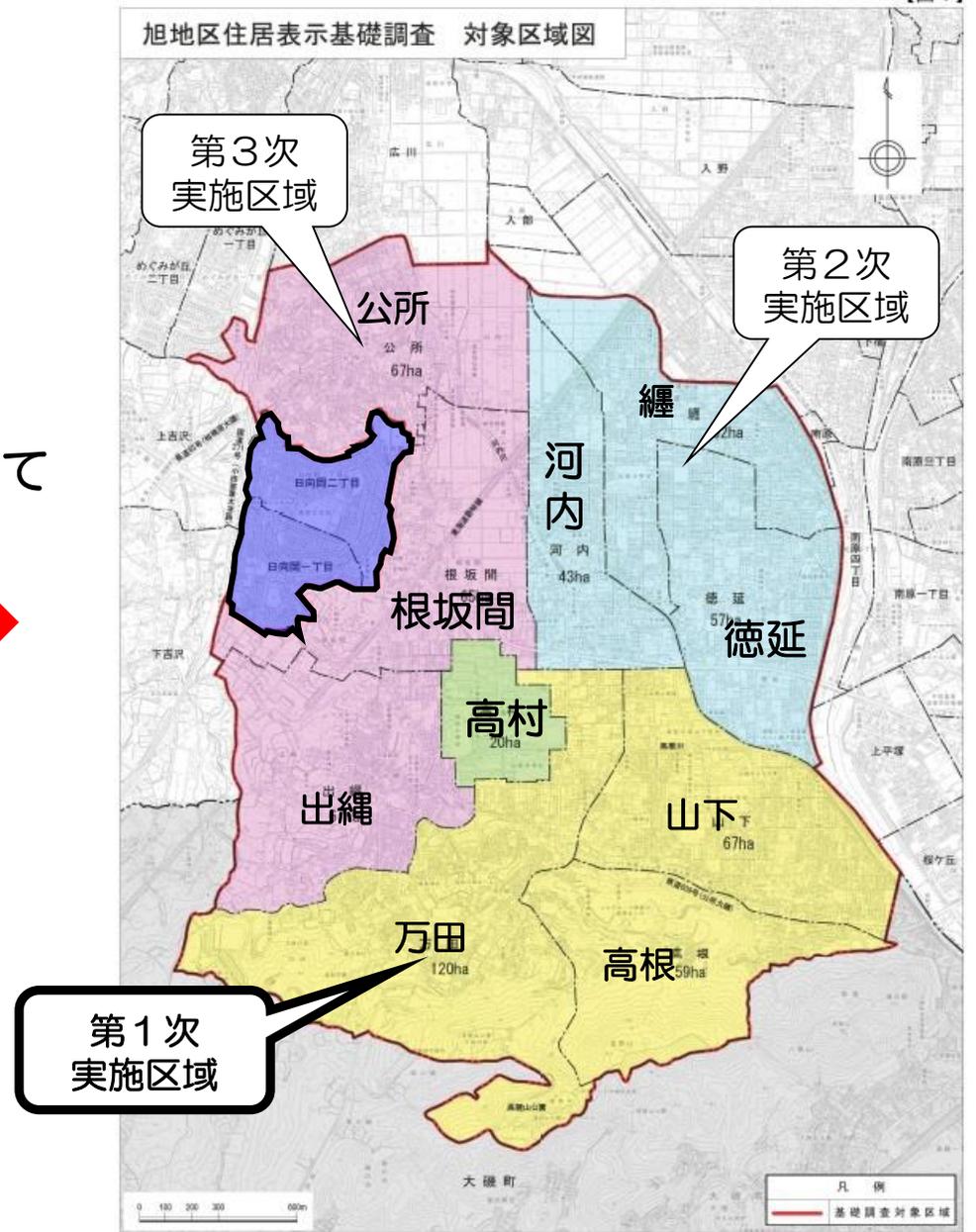
旭地区住居表示実施対象区域図（案）



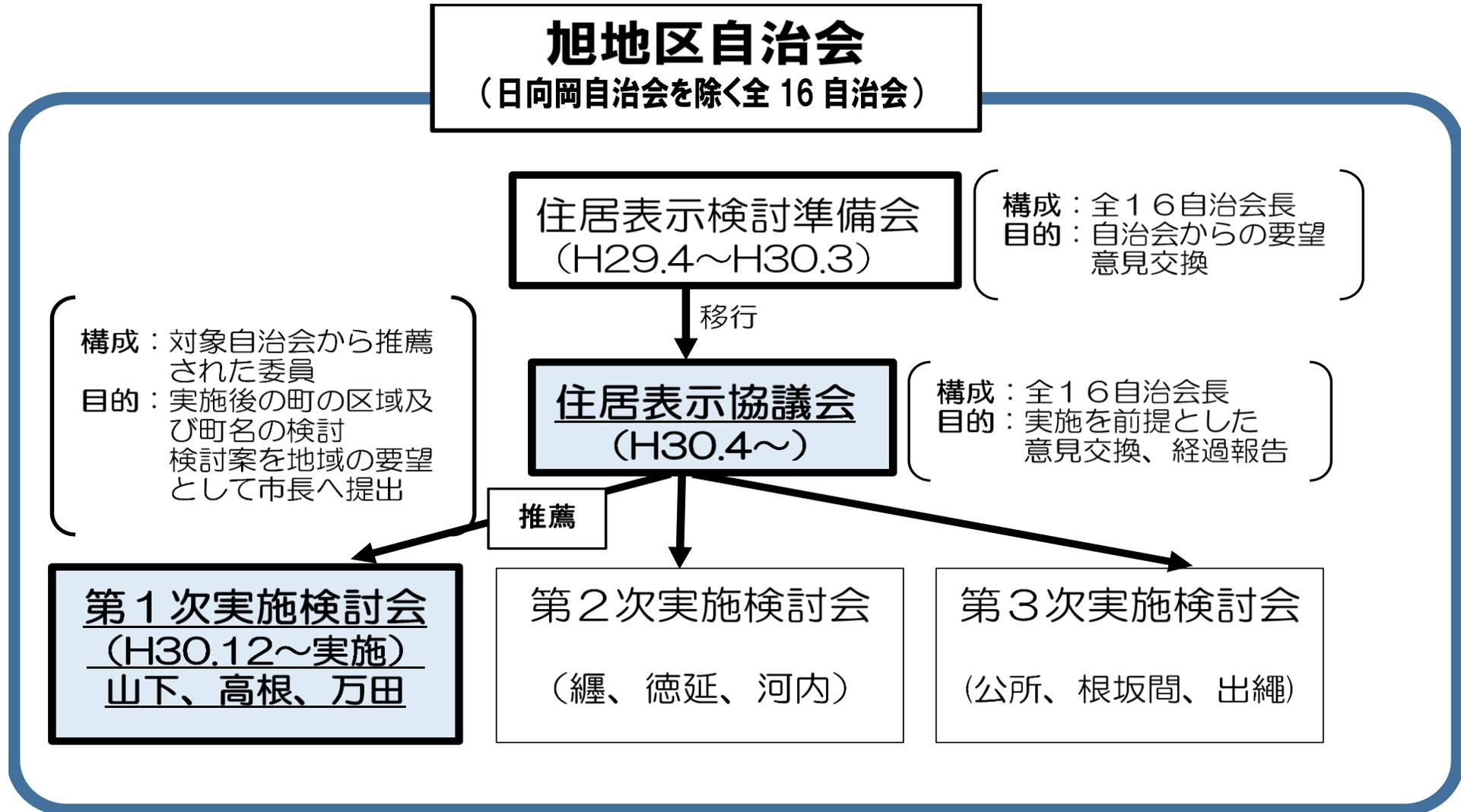
3回に分けて  
実施



旭地区住居表示基礎調査 対象区域図



# 【旭地区の取り組み体制】



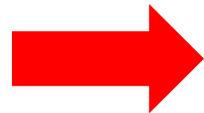
## 【第1次実施地区の取り組み（山下、高根、万田）】

- 平成30年度 検討準備会は「旭地区住居表示協議会」へ名称を変更し、第1次旭地区住居表示を実施するための具体的な検討を行う「実施検討会」を組織するため、対象となる8つの自治会から委員を推薦した。

[対象となる8つの自治会] 万田、万田貝塚、高根、上山下、下山下、山下団地、若宮ハイツ、アメニティ湘南平

検討会（8人の委員）の役割は

地域としての考えを要望として市長に提出する



具体的な検討とは

1. 新しいまちの名称
2. 新しいまちの区域

## 【具体的な検討で**考慮する点**】

### 【新しいまちの**名称の検討**】

- 従来の名称又は地域の歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称で、市民の意向を配慮し、親しみやすく、語調のよいものを用いる。  
(平塚市住居表示整備事業実施要綱第4条第5項のア)

### 【新しいまちの**区域の検討**】

- 町の境界は、公道、河川、水路、鉄道、軌道敷その他恒久的な施設等で区画するものとする。  
(平塚市住居表示整備事業実施要綱第4条第3項)
- まちの規模は概ね99,000平方メートル～330,000方メートルを基準とし、市街地の用途、人口、家屋の密度、地形等を考慮して定めるものとする。  
(平塚市住居表示整備事業実施要綱第4条第4項)

## 【新しいまちの名称の検討】

考え方として…

山下を例にとると…

①大字名 + ○丁目

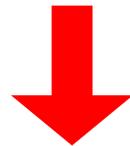
【例】 山下一丁目など

②大字名 + 方角名

【例】 東山下、山下西など

③大字名 + 小字名

【例】 山下寺下、山下根岸など

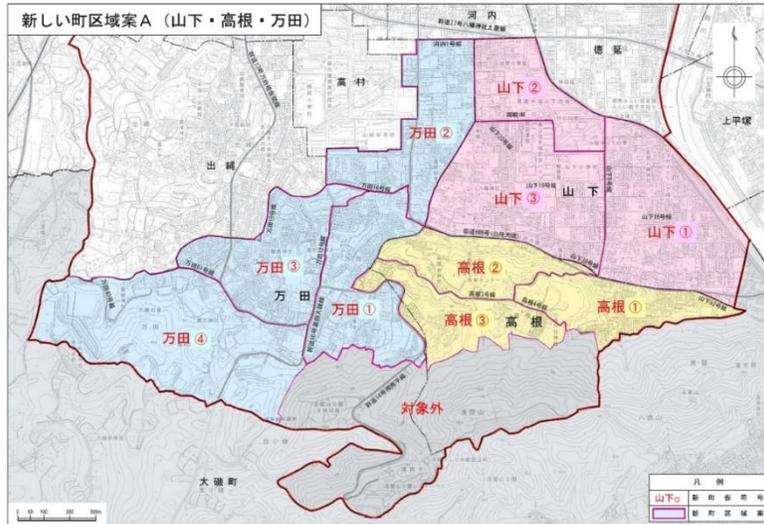


歴史的な経緯、分かりやすさなどを考慮し、

**大字名 + ○丁目**で検討を進めることに！

# 【新しいまちの区域の検討】

※図は検討中の一例です



## ○ 検討の方向性として

- 対象の**大字**を3ないし4つに分割する
- まちの境は原則として地域の**主要な公道等**、**感覚的にも分かりやすい**もので設定する
- まちの境を変える場合は**地域の意向**を十分に考慮する。

- (1) 住居表示整備事業の概要
- (2) 住居表示審議会について
- (3) 平塚市における住居表示整備事業の現状
- (4) 旭地区住居表示整備事業の進捗
- (5) 今後のスケジュール

## 【今後のスケジュール】

年度	日 程	内 容
<u>令和元年度</u>	<u>11月11日</u>	住居表示審議会 (諮問事項なし、旭地区住居表示の <u>進捗状況報告等</u> )
	3月下旬	住居表示審議会 (諮問事項：市街地 <u>区域の設定</u> 、住居表示の <u>方法等</u> )
令和2年度	10月	住居表示審議会 (諮問事項：新しい町名、町の区域等)
令和3年度	2月(予定)	第1次旭地区住居表示の実施